

国空航第3700号
令和3年3月31日

NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長
(公印省略)

「特定操縦技能審査実施要領等」の一部改正について

我が国では、国際民間航空条約附属書第1の規定に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）において、操縦士に起因する航空事故等を防止し航空の安全性の向上を図るとともに、有資格者の技量を適切に維持するため、操縦技能証明を有する者に対し飛行する前2年以内に特定操縦技能審査に合格していることを求めています。

本邦航空運送事業者は、運航規程に基づく技能審査を行うことにより特定操縦技能を確認することが出来ますが各操縦士は自家用操縦士として飛行する可能性もあるため、特定操縦技能審査としての結果を各操縦士が保有する技能証明書に一律に記載することとしていたところでした。

今般、特定操縦技能審査実施要領等を改正して操縦技能審査員あて別添1のとおり通知しているところではありますが、貴団体等におかれましても、傘下の操縦技能審査員に対し同内容の周知をお願いします。

国空航第3700号
令和3年3月31日

操縦技能審査員 各位

国土交通省航空局安全部運航安全課長
(公印省略)

「特定操縦技能審査実施要領等」の一部改正について（通知）

1. 背景

我が国では、国際民間航空条約附属書第1の規定に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）において、操縦士に起因する航空事故等を防止し航空の安全性の向上を図るとともに、有資格者の技量を適切に維持するため、操縦技能証明を有する者に対し飛行する前2年以内に特定操縦技能審査に合格していることを求めています。

本邦航空運送事業者は、運航規程に基づく技能審査を行うことにより特定操縦技能を確認することが出来ますが各操縦士は自家用操縦士として飛行する可能性もあるため、特定操縦技能審査としての結果を各操縦士が保有する技能証明書に一律に記載することとしていたところでした。

2. 通知内容

今般、本邦航空運送事業者については各操縦士の事情に応じて柔軟にこの記載を出来ることとし規定の合理化を図りました。

なお、合理化した具体的な記載方法は後日HPにて公開予定です。

3. その他依頼事項等

小型航空機等に係る安全推進委員会において国と操縦士との間の一層の連携強化を図るよう指摘されているところ、操縦士への直接的な安全啓発や情報発信を強化するため、操縦士からの一層の電子メールアドレスの収集を図る必要があることから、特定操縦技能審査の機会を通じた電子メールアドレスの収集について改めてご協力願います。

なお、手続きの詳細については、航空局ホームページ
(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html) をご確認ください。

【連絡先】

航空局安全部運航安全課

技能審査係・小型機安全対策係（03-5253-8737）

4 に従って、被審査者が特定操縦技能を有することを確認できる運航規程に基づく技能審査は、機長及び副操縦士に係る、昇格審査、任用審査、定期審査、復帰審査、臨時審査における技能審査とする。

本則は、令和3年4月1日から施行する。

国空航第800号
平成24年3月29日
改正国空航第1040号
平成26年3月20日
改正国空航第1548号
平成29年10月6日
改正国空航第2985号
令和2年2月21日
改正国空航第 号
令和 年 月 日

特定操縦技能審査実施細則

5. 判定と判定後に実施すべ事項

5-1 合格と判定した場合

4. に該当しない場合は「合格」と判定し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交

条の4 に従って、被審査者が特定操縦技能を有することを確認できる運航規程に基づく技能審査は、機長及び副操縦士に係る、昇格審査、任用審査、定期審査、復帰審査、臨時審査における技能審査とする。

国空航第800号
平成24年3月29日
改正国空航第1040号
平成26年3月20日
改正国空航第1548号
平成29年10月6日
改正国空航第2985号
令和2年2月21日

特定操縦技能審査実施細則

5. 判定と判定後に実施すべ事項

5-1 合格と判定した場合

4. に該当しない場合は「合格」と判定し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交

応じて柔軟にこの記載を出来ることとし規定の合理化を図る。

<p>付する。<u>※運航規程に基づく技能審査の確認を実施し合格した場合は必要事項の記入がなくとも当該期間は有効とする。但し、直前に不合格となった場合を除く。</u></p> <p>5-2 不合格と判定した場合</p> <p>4. に該当する場合は「不合格」と判定し、被審査者に理由とともに不合格の旨を伝達し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。</p>	<p>付する。</p> <p>5-2 不合格と判定した場合</p> <p>4. に該当する場合は「不合格」と判定し、被審査者に理由とともに不合格の旨を伝達し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。</p>	
---	---	--

国空航第800号
平成24年3月29日
改正国空航第1040号
平成26年3月20日
改正国空航第1548号
平成29年10月6日
改正国空航第2985号
令和2年2月21日
改正国空航第3700号
令和3年3月31日

特定操縦技能審査実施細則

国土交通省航空局安全部運航安全課

I. 一般

I-1 総則

1. 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第71条の3第1項の規定により行う特定操縦技能の審査（以下「特定操縦技能審査」という。）を行う場合は、特定操縦技能審査実施要領（平成24年3月29日、国空航第799号）及び本細則によるものとする。
2. 特定操縦技能審査に使用する航空機の種類毎に、本細則に定める審査の方法に従って、操縦技能審査員が行うものとする。操縦技能審査員（以下「審査員」という。）は、その操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について特定操縦技能の審査を行うことができる。
3. 特定操縦技能審査に使用する航空機が操縦に2人を要する航空機または特定の方法又は方式により飛行する場合に操縦のために2人を要する航空機である場合は、機長及び副操縦士の職務分担、スタンダードコールアウト要領について事前に審査員の確認を受けること。
4. 実技審査は、航空機の種類毎に実機の他、模擬飛行装置及び飛行訓練装置（以下「模擬飛行装置等」という。）で行うことができる。

I-2 共通事項

1. 審査開始前

1-1 審査員の身分証明等の提示

審査に先立ち、審査員は「技能証明書」「操縦技能審査員の証」を特定操縦技能審査を受けようとする者（以下「被審査者」という。）に提示し、自らが審査員として審査を実施する旨を伝える。

1-2 審査の方法の提示

審査員は審査の方法について以下の項目に関して説明をする。

(1) 全体の流れ

口述審査・飛行前ブリーフィング・実技審査・飛行後ブリーフィング等、審査の流れについて説明する。

(2) 注意事項の伝達

以下の注意事項について、説明する。

ア 実技審査の際の機長を明確にすること。

イ 被審査者は、実技審査において、各科目で著しく不安定になったと被審査者本人が判断した場合は「やり直し」を申し出ること。

1-3 書類の確認

審査員は、被審査者の以下の書類について確認をする。

(1) 技能証明書（規則第28号様式 12. 技能証明-特定操縦技能審査／確認及び限定事項等を含む。）

(2) 航空身体検査証明書（模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く）
条件がある場合は、当日の状況が条件に合致していること。例えば、「常用眼鏡使用及び予備眼鏡携帯」の条件がある場合は、現に使用している眼鏡の他に予備眼鏡を所持していることを確認しなければならない。

(3) 無線従事者免許証（模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く。）
航空機局の無線設備を取り扱える資格を有していることを確認する。
具体的には以下のいずれかの資格を有していることを確認する。

ア 第一級総合無線通信士

イ 第二級総合無線通信士

ウ 航空無線通信士

エ 航空特殊無線技士

オ 第一級無線通信士

カ 第二級無線通信士

キ 航空級無線通信士

ク 特殊無線技士（無線電話丙）

ケ 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則S 3 7条の規定により外国政府の発給する証明書（操縦に2人を要する航空機であつて、会社等の運航規程で日本政府の発行する無線従事者免許証を有する者と航空業務に従事することが規定されている場合に限る。）

- 1-4 審査員は以下の各号の場合、審査を開始してはならない。
- (1) 技能証明書（規則第20号様式 12. 技能証明-特定操縦技能審査／確認含む。）が提出されず確認できない場合
 - (2) 航空身体検査証明書が提出されず有効期間が確認できない場合
ただし、模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く。
 - (3) 平成26年4月1日以降、特定操縦技能審査に合格していない者又は法第71条の3第2項に基づき当該適用を受けていない者の審査を実機を用いて行う場合、法第71条の4の規定に従って、特定操縦技能練習監督者の監督の下に実施しなければならないことから、特定操縦技能練習監督者の同乗が確保できない場合
ただし、審査員が、特定操縦技能練習監督者を兼務する場合は除く。

2. 審査の実施

審査は原則として口述審査の後に実技審査を実施する。ただし、天候等の理由により、実技審査を先に実施するべき理由がある場合は実技審査を先に実施してもよい。

また、被審査者が等級限定又は型式限定を複数有する場合であって、審査に使用する航空機以外の航空機事項については口述審査に含めてよいこととする。

具体的審査の実施要領については、各航空機の種類毎に定めたII項からV項を参照のこと。

審査員は、特定操縦技能審査を行うときは、審査漏れを防止し審査内容・判断基準の平準化を図るため、原則として、別添1から別添4に定める「特定操縦技能審査チェックリスト」（以下、単に「チェックリスト」という。）を使用し、特定操縦技能審査実施要領3.5(2)の審査記録を作成すること。ただし、当該チェックリストと同等以上の独自の様式を使用し、審査記録を作成することを妨げない。

なお、審査員は、実技審査の実施に当たっては、審査の厳正さを保ち、被審査者の集中力を阻害することが無いようにする必要がある。また、同乗して審査を行う場合には、審査が安全に実施できるように最大限の注意を払うこと。

3. 審査終了後のブリーフィング

以下の事項について批評、解説、注意喚起を行い、安全運航のための助言を行う。また、審査員は、特定操縦技能審査を通じて確認した被審査者の操縦技能に関する課題やこれに対し行った助言等の内容を2.の規定により作成する審査記録に記載すること。

3-1 口述審査で助言する事項

口述審査において被審査者が十分に回答できなかった事項について項目を示し、事後の自主研鑽の方向付けをする。

3-2 実技審査で助言する事項

現状で、安全性に問題がないものの、修正をすることにより、さらに安全性向上が期待できると思われる事項について助言する。

4. 不合格と判定しなければならない状況

4-1 以下の状況が審査中生じた場合は、不合格と判定しなければならない。

(1) 審査において航空法違反が明確な場合

以下の例に該当した場合、もしくは類似の状況と判断できる場合

ア 管制指示に違反した場合

イ 飛行規程に記載された制限事項に違反した場合

ウ その他航空法に規定された事項に違反した場合

(2) 判定基準を繰り返し逸脱したり、逸脱した状況が継続した場合

この場合、審査員は安全確保のために助言を実施しても良い。助言の結果、判定基準内に状況が改善された場合は、不合格と判定する必要はない。

(3) 危険な操作を実施した場合、または危険な状況を回避しなかった場合

5. 判定と判定後に実施すべき事項

5-1 合格と判定した場合

4.に該当しない場合は「合格」と判定し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。

※運航規程に基づく技能審査の確認を実施し合格した場合は必要事項の記入がなくとも当該期間は有効とする。但し、直前に不合格となった場合を除く。

5-2 不合格と判定した場合

4. に該当する場合は「不合格」と判定し、被審査者に理由とともに不合格の旨を伝達し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。

5-3 審査記録の作成及び審査結果の報告

特定操縦技能審査の実施要領3.5(2)及び本細則2.の規定に従って、審査員は審査記録を作成すること。

また、特定操縦技能審査実施要領3.5(3)の規定に従って、審査員は地方航空局運用課に対し特定操縦技能審査の結果を提出すること。ただし、本細則2.の規定に従ってチェックリストを作成した場合には、必要事項が記載された当該チェックリストの表紙（必要な添付書類を含む）を提出することで代えることができる。

審査員は、特定操縦技能審査実施要領3.5(4)の規定に従って、地方航空局運用課への提出書類及び審査記録を保存すること。

附則（令和2年2月21日）

（施行期日）

本則は令和2年4月1日から施行する。ただし、本則の施行の際、現に認定を受けている操縦技能審査員にあつては、改正後の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に特定操縦技能審査の申請があつた審査については、なお従前の例によることができる。

国空航第799号
平成24年3月29日制定
改正国空航第868号
平成25年2月13日
改正国空航第1006号
平成26年3月20日
改正国空航第11641号
平成29年4月1日
改正国空航第2985号
令和2年2月21日
改正国空航第1360号
令和2年8月13日
改正国空航第3700号
令和3年3月31日

特定操縦技能審査実施要領

第1章 総則

1.1. 目的

本要領は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第71条の3第1項の規定による特定操縦技能の審査等に関して、法及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）に規定される申請及び審査等を行うための方法等を定めることを目的とする。

1.2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、法及び規則に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 「特定操縦技能審査」とは、法第71条の3に基づき国土交通大臣の認定を受けた操縦技能審査員が行う審査であって、国土交通大臣の行った技能証明を有する操縦者に対する審査であり、飛行前の2年以内に、操縦操作の能力、非常時の操作に関する知識、航空法規の改正点に関する知識等を有するかどうかについて確認することをいう。
- (2) 「操縦技能審査員」とは、特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて、法第71条の3に基づき国土交通大臣の認定を受けた者をいう。
- (3) 「操縦技能審査員認定試験（以下「認定試験」という。）」とは、操縦技能審査員の認定を受けようとする者が、特定操縦技能審査を行うのに必要な基礎的知識及び能力を有することを確認するために、航空従事者試験官（以下「試験官」という。）が行う試験をいう。
- (4) 「操縦技能審査員初任講習（以下「初任講習」という。）」とは、規則第162条の7第6号に基づく国土交通大臣が行う講習であって、初めて操縦技能審査員の認定を受けようとする者又は何らかの理由により操縦技能審査員の認定を失効させていた者が、改めて操縦技能審査員の認定を受けようとする場合に、特定操縦技能審査に必要な知識

を付与することを目的とした講習をいう。

- (5) 「操縦技能審査員定期講習（以下「定期講習」という。）」とは、規則第162条の10に基づく国土交通大臣が行う講習であって、操縦技能審査員の認定を受けた者が、特定操縦技能審査を行うために必要な知識の維持を図ることを目的とした講習をいう。
- (6) 「特定操縦技能練習」とは、特定操縦技能審査に合格していない者又は法第71条の3第2項に基づき当該適用を受けていない者が、法第71条の4の規定に従って、特定操縦技能練習監督者の監督下で行う操縦の練習をいう。

第2章 操縦技能審査員

2.1. 認定基準

規則第162条の7に規定する操縦技能審査員の認定基準は、「操縦技能審査員の認定基準」（別紙第1）のとおりとする。

2.2. 認定の申請

操縦技能審査員の認定を受けようとする者は、「操縦技能審査員認定申請書」（規則第28号の5様式）に次の(1)～(6)に掲げる書類を添えて、その者の住所を管轄区域とする地方航空局（下記：表1）の保安部運用課（以下「運用課」という。）に提出しなければならない。

表1

地方航空局の管轄区域	
東京航空局	大阪航空局
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(ア) 東京航空局

- 〒102-0074 千代田区九段南1の1の15 九段第2合同庁舎
- 電話 03-5275-9321（内線7516）

(イ) 大阪航空局

- 〒540-8559 大阪府中央区大手前4の1の76 大阪合同庁舎第4号館
- 電話 06-6949-6229（内線5217）

- (1) 写真2枚（ 27×35 mm）※裏に氏名を記入すること。
- (2) 技能証明書の写し

- (3) 初任講習修了証の写し（初任講習を免除される者は、それを証する書類の写し。その場合は、操縦技能審査員認定申請書の備考欄に初任講習が免除される者に該当する旨を記載すること。）
- (4) 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（技能証明を有しない場合に限る。）
- (5) 次のいずれかの書類の写し（操縦教育証明を受けている場合を除く。）
 - (ア) 航空運送事業者において、運航規程に基づき、審査に使用する航空機と同じ種類の航空機（以下「同種航空機」という。）に係る審査担当者として現に指名されていること又は過去に指名されていたことを証する書類であって、当該航空運送事業者が発行したもの
 - (イ) 操縦士に係る指定航空従事者養成施設において、同種航空機に係る技能審査員として現に指名されていること又は過去に指名されていたことを証する書類であって、当該指定航空従事者養成施設が発行したもの
 - (ウ) 指定本邦航空運送事業者において、同種航空機に係る査察操縦士として現に指名されていること又は過去に指名されていたことを証する書類であって、当該指定本邦航空運送事業者が発行したもの
 - (エ) 法第29条第1項の試験又は法第72条第1項若しくは法第72条第2項の審査を行う者として現に任命されていること又は過去において任命されていたことを証する書類
 - (オ) 航空機使用事業者において、運航基準又は同基準に相当する内規等に基づき、同種航空機に係る審査担当者として現に指名されていること又は過去において任命されていたことを証する書類であって、当該航空機使用事業者が発行したもの
 - (カ) 操縦技能審査員認定試験合格証（第1号様式）の写し
- (6) 返信用封筒（操縦技能審査員の証の交付通知及び登録免許税納付書送付用）
〔長型3号 120mm×235mm（以下「指定封筒」という。）（通常切手を貼付）〕

2.3. 操縦技能審査員認定試験

- (1) 認定試験における試験項目及び合否判定の方法等については「操縦技能審査員認定試験実施要領」（別紙第2）のとおりとする。
- (2) 認定試験を受けようとする者は、「操縦技能審査員認定試験申請書」（第2号様式）及び技能証明書の写しをその者の住所を管轄区域とする地方航空局（表1）の運用課に受験を希望する月の前月15日（開庁日必着）までに提出しなければならない。
なお、同一月における同種航空機の重複した申請は認めないものとする。
また、認定試験の申請者は、試験日の確定後、やむを得ず日程を変更せざるを得ない場合は、「操縦技能審査員認定試験受験延期願」（第2-2号様式）により速やかに申し出ること。またその後、新たに受験を希望する場合は、「操縦技能審査員認定試験受験申込書（再申込者用）」（第2-3号様式）を、受験を希望する日の属する月の前月15日までに運用課に提出するものとする。
- (3) 認定試験は、試験官の「官執勤務時間内」に実施することを原則とする。

2.4. 操縦技能審査員初任講習

- (1) 初任講習の細部要領等は「操縦技能審査員初任講習実施要領」（別紙第3）のとおりとする。初任講習を受けようとする者は、「操縦技能審査員初任講習受講申請書」（第

3号様式)を希望する受講会場の住所を管轄区域とする地方航空局(表1)の運用課に受講を希望する月の前月15日(開庁日必着)までに提出しなければならない。

なお、当該申請の受付は、講習の開催日が決定後に行うこととし、詳細については各地方航空局ウェブページに掲載することとする。

また、初任講習受講申請者は、やむを得ず受講できなくなった場合は、その旨を速やかに受講申請書を提出した運用課に連絡すること。

- (2) 運用課は、操縦技能審査員初任講習申請書を受理したときは、後日、初任講習の実施日時、実施場所その他必要な事項について、申請者に通知するものとする。

2.5. 操縦技能審査員定期講習

- (1) 定期講習の細部要領等は「操縦技能審査員定期講習実施要領」(別紙第4)のとおりとする。定期講習を受けようとする者は、「操縦技能審査員定期講習受講申請書」(第5号様式)を希望する受講会場の住所を管轄区域とする地方航空局(表1)の運用課に受講を希望する月の前月15日(開庁日必着)までに提出しなければならない。

なお、当該申請の受付は、講習の開催日の決定後に行うこととし、詳細については各地方航空局ウェブページに掲載することとする。

また、定期講習受講申請者は、やむを得ず受講できなくなった場合は、その旨を速やかに受講申請書を提出した運用課に連絡すること。

- (2) 運用課は、操縦技能審査員定期講習申請書を受理したときは、後日、定期講習の実施日時、実施場所その他必要な事項について、申請者に通知するものとする。
- (3) 定期講習を既に受講した者であって、定期講習修了証の交付を受けている者は、受講当日、交付された定期講習修了証を持参し、運用課に提出するものとする。

2.6. 随時検査

この検査は、法第134条第1項及び第2項の規定に基づき、特定操縦技能審査制度の適正な運用を確保するため、操縦技能審査員の行う特定操縦技能審査の公平・公正性、審査内容、審査レベル等に疑義が生じた場合その他航空局安全部運航安全課長(以下「運航安全課長」という。)が必要と認めた場合は、実地にて検査を行うこととし、当該内容について確認するものとする。

2.7. 操縦技能審査員の認定の失効

次の場合は、操縦技能審査員の認定は失効する。

- (1) 2.6.の随時検査、その他法第134条第1項及び第2項の規定に基づく報告徴収・立入検査等の結果、法第71条の3第4項の規定により認定の取り消しを受けた場合
- (2) 規則第162条の10に規定される期限内に定期講習を修了しなかったとき(同条ただし書きに規定する場合を除く。)

2.8. 操縦技能審査員の業務範囲

操縦技能審査員は、その操縦技能証明について限定をされた等級、型式の航空機について特定操縦技能審査を行うことができる。ただし、操縦技能審査員が限定の範囲外の航空機を使用して特定操縦技能審査を行なわなければならない場合の許可基準については、別紙第5のとおりとする。

2.9. 特定操縦技能審査のための飛行を行う場合の操縦技能審査員の責任範囲

特定操縦技能審査の操縦等可能期間の満了日を過ぎている場合又は特定操縦技能審査に不合格となった場合（相当審査を受けていない者であって、平成26年4月1日以降初めて特定操縦技能審査を受ける場合も含む。）に改めて特定操縦技能審査を受けるときは、操縦席に着座した操縦技能審査員が機長となる（特定操縦技能練習の監督者が、操縦席に着座した場合は当該監督者が機長となる。）。

第3章 特定操縦技能審査

3.1. 特定操縦技能審査の申請等

3.1.1 特定操縦技能審査の受審準備

技能証明書（規則第20号様式 12. 技能証明書-特定操縦技能審査／確認）は、特定操縦技能審査を受けるために必要な書類の一つである。初めて、特定操縦技能審査を受けようとする者（以下「被審査者」という。）は、特定操縦技能審査を受ける日までに、相当な猶予をもって、技能証明書（規則第20号様式 12. 技能証明書-特定操縦技能審査／確認）を住所を管轄区域とする地方航空局（表1）の運用課あてに請求して受領しておかなければならない。

なお、当該技能証明書の記載欄が全て記入済みとなった場合も、同様に請求して受領しておかなければならない。

・請求方法

「技能証明（規則第20号様式 12. 技能証明書-特定操縦技能審査／確認）請求書」（第6号様式）に、必要事項を記入し、返信用封筒〔指定封筒（書留相当切手を貼付）〕を同封のうえ、請求すること。

3.1.2 特定操縦技能審査の申請及び審査

被審査者は、「特定操縦技能審査申請書」（規則第28号の8様式）に次に掲げる書類(1)～(3)を添えて、任意の操縦技能審査員に提出すること。また、審査実施時には次に掲げる書類(4)、(5)を提示すること。

- (1) 技能証明書の写し
- (2) 航空身体検査証明書の写し（実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合を除く。）
- (3) 総飛行時間及び最近6月の総飛行時間を証する書類（航空機乗組員飛行日誌等）
- (4) 技能証明書（規則第20号様式 12. 技能証明-特定操縦技能審査／確認を含む。）及び航空身体検査証明書（実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合を除く。）
- (5) 口述審査の一部免除を受けようとする者は、3.3.(4)に定める安全講習会の受講を修了したことを証明するもの

3.2. 操縦技能審査員が提示する書類

操縦技能審査員は、審査を始める前に、被審査者に対して「技能証明書」及び「操縦技能審査員の証」を提示しなければならない。

3.3. 特定操縦技能審査の実施

- (1) 特定操縦技能審査は、航空機の種類ごとに行う。
- (2) 特定操縦技能審査の実施日時、使用する航空機、実施場所その他必要な事項は、操縦技能審査員及び被審査者の合意により決定する。
- (3) 特定操縦技能審査は、別に定める「特定操縦技能審査実施細則」（国空航第800号平成24年3月29日）に従って口述審査及び実技審査により行う。
- (4) 「自家用操縦士の技量維持方策に係る指針」（国空乗第2077号平成15年3月28日）による安全講習会を受講した者は、受講日から2年までの間に行われる特定操縦技能審査において、「特定操縦技能審査実施細則」に定める口述審査のうち、「最近の変更点」「一般知識」については免除とする。ただし、安全講習会受講後に変更した事項は当該免除の対象外とする。

3.4. 特定操縦技能審査に使用できる模擬飛行装置又は飛行訓練装置の基準

3.4.1 実技審査の全部に使用できるもの

- (1) 規則第238条の2の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた模擬飛行装置又は飛行訓練装置（ビジュアル装置を有するもの）であって下記のレベルの何れかに該当するもの。
 - ・ 飛行機の模擬飛行装置：全てのレベル
 - ・ 飛行機の飛行訓練装置：レベル3以上
 - ・ 回転翼航空機の飛行訓練装置：レベル4以上
- (2) 国土交通大臣の認定を受けていないもので、独立行政法人航空大学校又は指定航空従事者養成施設が設置した模擬飛行装置又は飛行訓練装置であって、毎月、定期的な保守、管理及び維持が行われており、当該訓練装置が審査に使用できることを「模擬飛行装置等認定要領細則」に定める飛行訓練装置の機能検査を試験官が実施した後、運航安全課長が特定操縦技能審査に使用できることを認めたもの。ただし、この場合は、当該装置の維持管理について一義的に責任を有する者が1年に1回の定期的な保守管理の実績を運航安全課長に報告することとする。

3.4.2 実技審査の一部に使用できるもの

規則第238条の2の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた飛行訓練装置であって、前項3.4.1 (1)に規定するレベル以外のものについては、特定操縦技能審査実施細則に定める「基本的な計器による飛行」の審査に使用できるものとする。

3.4.3 飛行訓練装置のうち、模擬する航空機の型式及び等級が明示されていないものの取り扱いについて

別に定める「模擬飛行装置等認定要領」による当該飛行装置の認定書において、模擬する航空機の型式及び等級（陸上単発、多発等）が明示されていない飛行訓練装置を使用する場合は、被審査者が有する技能証明の等級限定に対応する飛行訓練装置であるか否か（すなわち当該飛行訓練装置で審査ができるか否か）は、認定実地検査内

容及び飛行訓練装置の形状によるものとする。

3.5. 審査結果

- (1) 操縦技能審査員は、特定操縦技能審査を行ったときには、特定操縦技能審査実施細則に定めるところにより、次の事項を技能証明書（規則第20号様式 12. 技能証明書-特定操縦技能審査/確認）に記載しなければならない。
 - (ア) 審査日/確認日：審査を行った日
 - (イ) 審査結果/確認結果：合格又は不合格の別
 - (ウ) 操縦等可能期間満了日（合格とした場合に限る。）
 - (エ) 操縦技能審査員/確認者の氏名
 - (オ) 操縦技能審査員の認定番号
- (2) 操縦技能審査員は、特定操縦技能審査を行ったときは、特定操縦技能審査実施細則に定めるところにより、次の事項を含む審査記録を作成しなければならない。
 - (ア) 被審査者に関する事項（氏名、連絡先、技能証明情報、航空身体検査証明情報（実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合は不要）、飛行経験、安全講習会の受講の有無、その他審査に当たって参考となる情報）
 - (イ) 特定操縦技能審査に関する事項（審査年月日、審査を実施した空港等、審査に使用した機材等、実技審査の飛行経路・時間、実際に審査を行った項目・方法、その他参考となる情報）
 - (ウ) 特定操縦技能審査の結果に関する事項（合格又は不合格の別（不合格の場合はその理由）、操縦等可能期間満了日（合格した場合に限る。）、被審査者の操縦技能に関する所見、助言等を行った場合はその内容、その他参考となる情報）
- (3) 操縦技能審査員は、特定操縦技能審査を行ったときは、その日から起算して10日以内（土日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）に、「特定操縦技能審査結果報告書」（第7号様式）に、被審査者の特定操縦技能審査申請書及び技能証明書（「規則第20号様式 12. 技能証明書-特定操縦技能審査/確認」を含む。）の写しを添えて、操縦技能審査員の現住所を管轄区域とする地方航空局（表1）の運用課に提出しなければならない。

またこの際、操縦技能審査員は、被審査者が航空局からの安全運航を継続するために参考となる情報（航空の安全に資する教育・訓練・事故・インシデント・新技術に関する情報等）を速やかに取得できるよう、被審査者の同意を得たうえで、特定操縦技能審査申請書の「備考」欄に被審査者の電子メールアドレスを記載させるものとする。

なお、「特定操縦技能審査結果報告書」（第7号様式）については、特定操縦技能審査実施細則に定めるところにより、前(2)項の審査記録の全部又は一部を提出することで代えることができる。

- (4) 操縦技能審査員は、特定操縦技能審査を行ったとき、前(2)項の規定により作成した審査記録及び前(3)項の規定により運用課に提出した書類の写しを、当該審査を実施した日から起算して少なくとも2年間保存しなければならない。

なお、前(2)項の規定により作成した審査記録については、当局からの求めがあれば速やかにその写しを提出しなければならない。
- (5) 特定操縦技能の審査を受け、これに不合格となった者は、再審査を受けるため又は

再審査を受けるために技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで操縦の練習を行うために必要な場合を除き、規則第162条の16の規定により、すみやかに技能証明書をその者の住所を管轄区域とする地方航空局（表1）の運用課に提出しなければならない。

第4章 特定操縦技能練習の監督

4.1. 特定操縦技能練習監督者の要件

特定操縦技能練習監督者は、次の全ての要件に適合する者でなければならない。

- (1) 操縦練習の監督を受ける者が操縦する航空機（以下「使用航空機」という。）を機長として操縦することができる技能証明を有すること。
- (2) 航空身体検査証明を有すること。

4.2. 特定操縦技能練習監督者の要件の特例

- (1) 法第71条の4第1項の規定に定めるところにより、使用航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、国土交通大臣は、申請に基づき、機長として当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認める者を指定する。
- (2) 特定操縦技能練習監督者の指定を受けようとする者は、「操縦練習監督者指定申請書」（「国土交通大臣が指定する操縦練習等の監督者の指定基準について」（空乗第55号平成10年3月10日）を、その者の住所を管轄区域とする地方航空局（表1）の運用課に提出しなければならない。
- (3) 地方航空局長は、前(2)項の申請が正当であると認めるときは、「特定操縦練習監督者指定書」を交付する。この場合において、当該指定書には有効期限を付すものとする。

4.3. 特定操縦技能練習の監督の方法

- (1) 特定操縦技能練習監督者は、練習を開始する前に、次に掲げる事項を確認しなければならない。
 - (ア) その練習の計画の内容が適切であること。
 - (イ) 操縦練習を行う者がその練習を行うのに必要な知識及び能力を有していること。
 - (ウ) 飛行しようとする空域における気象状態がその練習を行うのに適切であること。
 - (エ) 使用する航空機がその練習を行うのに必要な性能及び装置を有していること。
- (2) 特定操縦技能練習監督者は、特定操縦技能練習を行う者と航空機に同乗している場合であつて、特定操縦技能練習を行う者が操縦を行っているときは、その操縦を交代することができる場所に位置しなければならない。
- (3) 特定操縦技能審査に合格していない者又は法第71条の3第2項に基づき当該適用を受けていない者に対して、実機を用いて特定操縦技能練習又は特定操縦技能審査を行う場合は、法第71条の4の規定に従い、特定操縦技能練習監督者の監督の下に実施しなければならない。

なお、当該審査において、操縦技能審査員が特定操縦技能練習監督者の要件に適合するときは、これを兼務することができる。

5.1. 試験飛行等

航空機の試験飛行等であって、当該飛行が特定操縦技能審査実施細則の審査項目を網羅したものである場合には、第3章「特定操縦技能審査」における特定操縦技能の審査のための飛行を兼ねることができる。

5.2. 特定操縦技能審査の免除の許可

法第71条の3第2項の許可の詳細については、「法第71条の3第2項の規定により国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可をする場合の申請の方法及び許可の基準について」（別紙第6）に定める。

5.3. 本邦航空運送事業者は、運航規程に基づく技能審査を行い、被審査者の特定操縦技能の確認を実施した場合は、次の事項を技能証明書（規則第20号様式12. 技能証明書－特定操縦技能審査／確認）に記載することができる。

この場合において、法第71条の3及び同施行規則第162条の4に従って、被審査者が特定操縦技能を有することを確認できる運航規程に基づく技能審査は、機長及び副操縦士に係る、昇格審査、任用審査、定期審査、復帰審査、臨時審査における技能審査とする。

- (1) 確認日
- (2) 確認結果（合格又は不合格の別）
- (3) 操縦等可能期間の満了日
- (4) 確認者の氏名
- (5) 所属の欄には、本邦航空運送事業者の英文による3文字の略号等

5.4. 操縦者の特定操縦技能審査結果の適切な管理について

航空機の所有者及び機体の管理を行う者は、航空機を使用させる前に、航空機を使用する操縦者について、その者の特定操縦技能審査結果の記録を確認する等により確実に把握し、技量の維持について確認をしなければならない。

5.5. 個人情報の管理等

操縦技能審査員は、電子メールアドレス等被審査者の個人情報については、適切に管理するとともに、被審査者の同意を得た場合を除き、地方航空局へ提出する以外の目的で使用してはならない。

5.6. 本要領によることが困難であると運航安全課長が認める場合については、運航安全課長が定める他の方法によることができるものとする。

附則

本則は、平成24年4月1日から施行する。

経過措置

1. 「相当認定」

平成26年4月1日前においても、法第71条の3第1項の操縦技能審査員の認定に相当する認定を行うことが出来る。

この認定を受けた者は、平成26年4月1日以降においては、操縦技能審査員の認定を受けているとみなされる。

その基準については、2. 1. 「認定基準」、申請の方法等については、2. 2. 「認定の申請」による。

なお、航空法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第22号）附則第6条第9項により「相当操縦技能審査員の証」（別記第2号様式）と引換えに「操縦技能審査員の証」（規則第28号の6様式）の交付を希望申請する者は、「操縦技能審査員の証 引換 申請書」（別記様式）に関係書類を添えて、相当操縦技能審査員の認定を受けた 地方航空局へ提出することとする。

2. 「相当審査」

相当認定を受けた者は、平成26年4月1日前において、法第71条の3第1項の特定操縦技能審査に相当する審査を行うことができる。

これに合格したものは、平成26年4月1日以降においては操縦等可能期間満了日までの間は、特定操縦技能の審査に合格しているとみなされる。

その基準、申請の方法等については、第3章「特定操縦技能審査」によるものとする。

なお、相当審査を受け、これに不合格となった場合であっても、技能証明書を国土交通大臣に提出しなくてもよく、平成26年4月1日前であれば操縦を行うこともできる。

3. 平成24年4月1日から平成26年3月31日までにあつては、本則本文中にある、「操縦技能審査員」は「相当操縦技能審査員」、「操縦技能審査員の認定番号」は「相当操縦技能審査員の認定番号」、「特定操縦技能審査」は「相当審査」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

本則は、平成25年2月13日から施行する。

附則

本則は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月1日）

本則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、3. 5項(2)の特定操縦技能審査申請書の「備考欄」に係る取り扱い及び5. 5項については平成29年7月1日から施行する。

附則（令和2年2月21日）

本則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、本則の施行の際、現に認定を受けている操縦技能審査員にあつては、改正後の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に特定操縦技能審査の申請があつた審査について

は、なお従前の例によることができる。

附則（令和3年3月31日）

本則は、令和3年4月1日から施行する。

操縦技能審査員の証引換申請書

航空法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第22号）附則第6条の規定に基づき、別記第2号様式（相当操縦技能審査員の証）について、第28号の6様式（操縦技能審査員の証）と引き換えたいので、関係書類を添えて申請します。

氏名		
住所		
連絡先	電話	
	F A X	
	E-mail	
相当操縦技能審査員の証 認定番号		
備考		

注1 認定番号は複数記載可。

注2 下記関係書類を添付のうえ申請すること。

(1) 写真（3cm×2.5cm）2枚 ※ 裏面に指名を記入すること

(2) 相当操縦技能審査員の証（別記第2号様式）

（添付できない場合は、写しを添付。但し、その場合は、操縦技能審査員証を受領後、10日以内に相当操縦技能審査員の証を提出すること。）

(3) （郵送希望者）返信用封筒（指定封筒に書留相当の切手を貼付）

注3 直接受領を希望する者は、備考欄にその旨記載すること。

操縦技能審査員の認定基準

操縦技能審査員の認定は、特定操縦技能審査に係る航空機の種類ごとに行うこととし、その認定基準については、次の1.～3.までの全ての要件に適合することとする。

1. 特定操縦技能の審査に係る同種航空機を機長として操縦することができる技能証明を有しているか、又はこれと同等以上と認められる技能を有していること。
2. 特定操縦技能の審査を行うのに十分な知識及び能力を有するものとして、次の(1)～(3)までのいずれかに該当すること。
 - (1) 国土交通大臣が行った、同種航空機に係る操縦教育証明を有する者
 - (2) 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法に基づく技能審査等を行う者又はその業務を行った実績を有する者として、以下のいずれかに該当すること。
 - ① 航空運送事業者において、運航規程に基づき、同種航空機に係る審査担当者として現に指名されている者又は過去において指名されていた者
 - ② 操縦士に係る航空従事者指定養成施設において、同種航空機に係る技能審査員として現に指名されている者又は過去において指名されていた者
 - ③ 指定本邦航空運送事業者において、同種航空機に係る査察操縦士として現に指名されている者又は過去に指名されていた者
 - ④ 法第29条第1項の試験又は法第72条第1項若しくは第2項の審査を行う者として現に任命されている者又は過去において任命されていた者
 - (イ) 航空機使用事業者において、運航基準又は同基準に相当する内規等に基づき、同種航空機に係る審査担当者として現に指名されている者又は過去に任命されていた者
 - (3) 国土交通大臣が行う「操縦技能審査員認定試験」に合格した者
3. 特定操縦技能の審査に関して国土交通大臣が行う初任講習を修了していること又は次のいずれかに該当する者であること。

法に基づく技能審査等を行う者として現に指名されている以下の者

 - (1) 航空運送事業者において、運航規程に基づき、同種航空機に係る審査担当者として現に指名されている者であって、国土交通大臣が行う初任講習と同等以上の内容の訓練を受けた者
 - (2) 法第29条第1項の試験を行う者として現に任命されている者
4. 操縦技能審査員の認定を申請できない者
次に掲げる者は、操縦技能審査員の認定を受けるための申請を行うことができない。
 - (1) 法第71条の3第4項の規定により、認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
 - (2) 過去2年以内に法第29条第1項（法第29条の2第2項及び法第33条第3項並びに法第34条

第3項において準用する場合を含む。) の試験又は法第71条の3第1項の審査に関し不正な行為を行った者

(3) 法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者

5. 操縦技能審査員に認定されている者が、異なる種類の航空機に係る操縦技能審査員の認定を受けようとする場合は、初任講習は免除する。

操縦技能審査員認定試験実施要領

1. 総則

- (1) 試験官が、認定試験を行う場合は、この要領によるものとする。

但し、やむを得ない事由のため、この要領によることが困難であると運航安全課長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 認定試験は、航空機の種類ごとに行う。
- (3) 認定試験に先立ち、受験者に次の各号の提示を求め、それぞれについて有効性等を確認するものとする。
 - (ア) 技能証明書
 - (イ) 航空身体検査証明書
 - (ウ) 無線従事者免許証ただし、(イ)(ウ)は、実機による場合に限るものとする。
- (4) 認定試験に必要なビデオレコーダー等の機器の試験会場への持ち込みは禁止する。
- (5) 実機により認定試験を受ける者は以下の対応を行う。
 - (ア) 認定試験を実施する場所は、受験者が選定し、試験官と調整のうえ決定する。
 - (イ) 必要な機材の準備、空港等の離着陸、駐機調整を行う。
 - (ウ) 認定試験に掛かる着陸料、停留料等費用を全て支払う。
- (6) 認定試験には模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用できるものとし、当該装置の使用基準にあつては、本文、「3.4. 特定操縦技能審査に使用できる模擬飛行装置又は飛行訓練装置の基準」に準じて行うこととする。

また、模擬飛行装置又は飛行訓練装置により認定試験を受ける者は、以下の対応を行う。

 - (ア) 認定試験を実施する場所は受験者が選定し、試験官と調整のうえ決定する。
 - (イ) 認定試験に掛かる模擬飛行装置又は飛行訓練装置の使用料の費用を全て支払う。
- (7) 受験者が次の各号の1に該当するときは、認定試験を中止するものとする。
 - (ア) 受験者またはそれに関連する者が試験官の指示に従わないとき。
 - (イ) (3)に規定する有効性が確認できないとき。
 - (ウ) (4)に違反したとき。

2. 認定試験

- (1) 認定試験は、特定操縦技能審査実施細則（国空航第800号、平成24年3月29日）の全ての科目（口述審査及び実技審査）をとおして、特定操縦技能審査を行うために必要な基礎的な知識及び能力について判定する。口述試験は、試験官が口述審査の要点について質問をすること及び模擬の口述審査を行わせることにより実施するものとする。実技試験は、飛行前作業においては模範演技により、それ以外の科目にあつては、試験官が操作を実施する中で不具合を現示し、当該不具合について受験者が適切に指摘、判定ができることについて確認することをもって認定試験を行うものとする。

(2) 実技試験において試験官が例に示す(ア)の操作等を実施して不具合を現示するものとし、当該不具合について受験者が適切に指摘できることを確認する。不具合の現示は、3つ以上4つ以下とする。

2つ以上の不具合を複合して現示した場合は、項目ごとに指摘されたか否かを評価する。

例) 飛行機において、ファイナルレグにおいて蛇行し、かつ速度の10KT以上の逸脱を現示した場合は、(エ)及び(ク)の2項目について現示したことになる。

・試験において現示する不具合

(ア) 不適切な操舵

- ① ボール1個分以上のすべり
- ② 針路等が変化しないものの、常に姿勢が変わる操舵
- ③ 荒い又は急激な操舵

(イ) 誤った高度での飛行又は指定高度からの100FT以上の変位

(ロ) 誤った針路での飛行又は指定針路からの10度以上の変位

(エ) 指定速度から10KT以上の変位

(オ) ベースレグにおける著しく高すぎるあるいは低すぎるパス

(カ) ファイナルターンにおける著しいオーバーシュートあるいはアンダーシュート

(キ) ファイナルレグにおける著しい高いパスあるいは低いパス

(ク) ファイナルレグにおける蛇行

3. 成績の判定

(1) 口述試験にあつては、試験官の質問に正しく解答できること、実技試験のうち飛行前作業にあつては、模範演技が正しく行われること、その他の実技試験にあつては、受験者が現示された不具合のうち見落としが1以下の場合を合格と判定する。

(2) 認定試験において、受験者が審査を辞退した場合又は1. (7) (ア) (ロ) に該当した場合は不合格と判定する。

4. 認定試験終了後の処置

(1) 試験官は、認定試験終了後に速やかに判定を行い、合格と判定した場合には「操縦技能審査員合格証」(第1号様式)を交付する。また、同試験官は、当該認定試験の「操縦技能審査員認定試験申請書」(第2号様式)の航空局記入欄に必要事項を記入し、当該申請書を受理した地方航空局の運用課に提出する。

(2) 試験官が、認定試験終了後に不合格と判定した場合には、「操縦技能審査員認定試験申請書」の判定欄の「不合格」の文字を○で囲み、その写しを受験者に手交する。

操縦技能審査員初任講習実施要領

1. 目的

初任講習は、規則第162条の7第6号に基づく国土交通大臣が行う講習であって、初めて操縦技能審査員の認定を受けようとする者に操縦技能審査員に必要な知識及び能力を付与することを目的とする。

2. 対象者

以下の者は、初任講習を受講しなければならない。ただし、3. 初任講習が免除される者は除く。

- (1) 初めて操縦技能審査員の認定を受けようとする者
- (2) 何らかの理由により操縦技能審査員の認定を失効させていた者であって、再度操縦技能審査員の認定を受けようとする者

3. 初任講習が免除される者

- (1) 航空運送事業者において、運航規程に基づき、同種航空機に係る審査担当者として現に指名されている者であって、国土交通大臣が行う講習会と同等以上の内容の訓練を受けた者
- (2) 法第29条第1項の試験を行う者として現に任命されている者
- (3) 他の種類の航空機の操縦技能審査員として既に認定されている者

4. 実施者

初任講習は、試験官が行う。

5. 講習時期

初任講習は、東京航空局においては奇数月、大阪航空局においては偶数月のそれぞれ年6回及び千歳、福岡、那覇の3会場においては、3月及び7月の年2回開催する。

なお、初任講習の日程及び開催会場については、講習参加人数等を考慮し、適宜開催するものとする。

6. 講習内容

初任講習は、以下の項目について行う。

- (1) 特定操縦技能審査の法的根拠
- (2) 特定操縦技能審査の目的
- (3) 操縦技能審査員の役割
- (4) 審査の流れについて
- (5) 口述審査の実施要領
- (6) 実技審査の実施要領
- (7) 安全確保のための方策

- (8) 判定要領
- (9) 飛行後ブリーフィングの要領
- (10) 技能証明書（規則第28号様式 12. 技能証明書-特定操縦技能審査/確認）の記入要領
- (11) 審査結果の報告要領
- (12) 審査結果の保管
- (13) 審査と報酬
- (14) 特定操縦技能審査に関する法令、規則、通達類等
- (15) その他航空法関連法令、規則、通達類等
- (16) 事故事例等で、特定操縦技能審査を実施する上で注意すべき事項とその対策

7. 修了証

- (1) 初任講習を受講した者に対して、初任講習修了証を交付する。その際、受講者の氏名等を持参させた本人の技能証明書によって確認することとする。
- (2) 修了証様式
様式は第4号様式のとおりとし、大きさは日本工業規格A4とする。

操縦技能審査員定期講習実施要領

1. 目的

定期講習は、規則第162条の10に基づく国土交通大臣が行う講習であって、操縦技能審査員が、特定操縦技能審査を行うのに必要な知識の維持を図ることを目的とする。

2. 定期講習が免除される者及び免除に係る手続き等

(1) 以下の(ア)～(オ)に該当する者は、申請により定期講習を免除する。免除は、申請者に操縦技能審査員定期講習免除通知書（以下「免除通知書」という。）を交付することによって行う。

(ア) 本邦航空運送事業者において、同種航空機に係る審査担当者として現に指名されている者

(イ) 指定航空従事者養成施設において、同種航空機に係る技能審査員として現に指名されている者

(ウ) 指定本邦航空運送事業者において、同種航空機に係る査察操縦士として現に指名されている者

(エ) 法第29条第1項の試験又は法第72条第1項若しくは法第72条第2項の審査を行う者として現に任命されている者

(オ) 航空機使用事業者において、同種航空機に係る審査担当者として現に指名されている者

(2) 免除を受けようとする者又は免除期間の更新を受けようとする者は、定期講習を受講しなければならない期間内に、相当な猶予を持って、現住所を管轄する運用課に、第5の2号様式（日本工業規格A4）により、免除対象者であることを証明できる書類を添付のうえ、申請しなければならない。

※免除対象者であることを証明できる書類とは、(ア)～(オ)の発令等が申請日現在においても継続していることを証明した会社等の書類をいう。

(3) 定期講習が免除された者は、審査を行う際に免除通知書を携帯し、被審査者からの求めがあった場合には、これを提示しなければならない。

3. 受講対象者と受講時期等

(1) 操縦技能審査員に認定されている者は、操縦技能審査員の認定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年を経過するごとに、その2年の期間ごとに1回定期講習を受講しなければならない。

(2) 2以上の種類の航空機について操縦技能審査員の認定を受けている者は、それぞれの認定を受けた日に関わらず、最初の認定を受けた日を定期講習の基準の日とする。

(3) 操縦技能審査員に認定されている者であって、定期講習を免除されている者が、第2項(ア)～(オ)の規定に該当しなくなった場合には、免除期間の末日までに定期講習を受講しなければならない。

(4) 定期講習は、東京航空局においては奇数月、大阪航空局においては偶数月のそれぞれ年6回及び千歳、福岡、那覇の3会場においては、3月及び7月の年2回開催する。

(5) 定期講習の日程及び開催場所については、講習参加人数等を考慮し、適宜開催するものとする。

4. 講習内容

定期講習は、主に以下の項目について実施する。

- (1) 特定操縦技能審査に関する法令、規則、通達類の最近3～4年間の変更点
- (2) その他航空法関連法令、規則、通達類の最近3～4年間の変更点
- (3) 事故事例等で、特定操縦技能審査を実施する上で注意すべき事項とその対策

5. 修了証等


- (1) 定期講習を受講した者に対して、定期講習修了証を交付する。その際、持参させた本人の技能証明書によって受講者の氏名等を確認することとする。

なお、2回目以降においては、修了証裏面の定期講習記録欄に記載余白がある場合は、修了証の交付に代え、修了した旨を証する記入を行う。

- (2) 修了証様式

修了証の形態は標準名刺サイズ（91mm × 55mm）の両面印刷とする。様式例は次のとおりとする。（東京航空局の場合）

表面；

	操縦技能審査員 定期講習修了証
国土交通省	氏 名：
	認 定 番 号：
	認 定 年 月 日：
上記の者は、国土交通大臣の行う操縦技能審査員 定期講習を修了していることを証します。	
東京航空局長 印	

裏面；

定期講習記録		
受講年月日	次回受講期間	航空局欄
	～	
	～	
	～	
	～	

- (3) 免除通知書の様式等

様式は第5の3号様式のとおりとし、大きさは日本工業規格A4とする。

操縦技能審査員が限定の範囲外の航空機を使用して特定操縦技能審査を行う場合の許可基準について

1. 操縦技能審査員が特定操縦技能審査に係る航空機の機長として操縦することができない航空機を使用して特定操縦技能審査を行おうとする場合は、地方航空局長あてに申請をし、許可を受けなければならない。

2. 許可の対象

被審査者が審査に使用することを希望する航空機で特定操縦技能審査を実施する以外に航空機を選択する余地がない場合であって、操縦技能審査員が、当該航空機を機長として操縦することができない場合に限る。

3. 許可の基準

許可は次の基準に適合するものについて行う。

(ア) 操縦技能審査員が、審査を行おうとする航空機と同じ種類の航空機についての技能証明書を有し、審査に用いる航空機と類似（全備重量が似ており発動機の種類が同じこと。）した航空機を操縦した経験（審査する日からさかのぼって180日以内に6時間以上の飛行時間をいう。）を有すること。又は国際民間航空条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）が授与した当該航空機を操縦することができる操縦技能証明を有し、審査に用いる航空機を操縦することができる限定を有していること。

(イ) 航空身体検査証明書を有していること。締約国政府が授与した操縦技能証明を有している者にあつては、締約国政府が発行した航空身体検査証明書を有していること。

(ウ) 使用航空機と同じ種類の航空機の特定操縦技能審査に合格していること。（締約国政府が授与した操縦技能証明を有している者を除く。）

(エ) その他

許可の期間及び許可する空港等を条件として付す場合がある。

4. 上記の申請をしようとする者は、第8号様式に必要事項を記入のうえ、当該審査飛行を実施する所在地を管轄する地方航空局（表1）の運用課あて提出すること。

航空法第71条の3第2項の規定により国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可をする場合の申請の方法及び許可の基準について

1. 国土交通大臣がやむを得ない事由があると認める場合は、次のとおりとする。

なお、当該許可の期間及び許可する空港等を条件として付す場合がある。

 - (1) 災害時などにおいて、負傷者の搬送、物資の運搬等のため、航空機を運航させる必要がある場合であって、当該航空機の操縦者が操縦を行えないことにより救助活動等に支障をきたすおそれがある場合
 - (2) その他必要と認める場合

2. 上記の申請をしようとする者は、第9号様式に必要事項を記入のうえ、当該飛行許可に係る操縦者の技能証明書及び航空身体検査証明書の写しを添えて、あらかじめ当該許可を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局（表1）の運用課あてに申請すること。（許可を必要とする行為を行おうとする場所が複数の地方航空局に跨る場合は、最初の離陸空港等を管轄区域とする地方航空局とする。）

3. あらかじめ申請書を提出することが困難であると大臣が認める場合にあっては、電話等により、次に掲げる事項を当該係に伝え、当該許可に係る仮の申請をすることができるとする。ただし、速やかに当該申請に係る申請書を提出するものとする。
 - (1) 操縦者の氏名及び住所
 - (2) 技能証明書の資格、番号、限定された航空機の種類及び限定事項
 - (3) 特定操縦技能審査の操縦等可能期間満了日
 - (4) 特定操縦技能審査を受ける予定年月日
 - (5) 使用する航空機の種類、等級及び型式並びに国籍登録記号
 - (6) 飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び経路）
 - (7) 同乗者がある場合には、その氏名及び同乗の目的
 - (8) あらかじめ申請書を提出することが困難である理由
 - (9) その他参考事項

年 月 日

殿

- 東京航空局
 - 大阪航空局
- 航空従事者試験官

操縦技能審査員認定試験合格証

貴殿は、 年 月 日下記の航空機の操縦技能審査員認定試験に合格したことを証します。

記

航空機の種類 :

なお、この合格証の写しを、操縦技能審査員認定申請書に添付すること。

操縦技能審査員認定試験受験延期願

年 月 日

住所

署名

年 月 日、(場所) において実施予定の操縦技能審査員認定試験は、下記の理由により延期をお願いします。

記

理 由	
所 属	
連絡先	電話番号：

※注意

新たに受験希望日が決定次第、受験希望月の前月15日までに、「操縦技能審査員認定試験受験申込書(再申込者用)」(第2-3号様式)を提出します。

操縦技能審査員認定試験受験申込書（再申込者用）

年 月 日

住所

署名

年 月 日付けで届出を行った操縦技能審査員認定試験は、下記の日程で実施願います。

記

所 属	
受験希望日	第1希望日：
	第2希望日：
	第3希望日：
受験希望地	
連絡先	

※注意

受験希望日の前月15日までに提出します。

操縦技能審査員初任講習受講申請書

操縦技能審査員初任講習を受講したいので、下記のとおり申請します。

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

現住所	〒
電話	FAX
E-mail	

(注) 連絡先は、日中に連絡が可能な電話番号等を記入すること。後日通知を行うのに必要なため、差し支えない範囲内でE-mail、FAXを記入すること。

保有する技能証明	飛行機 <input type="checkbox"/> 定期運送用操縦士 <input type="checkbox"/> 事業用操縦士 <input type="checkbox"/> 自家用操縦士 番号：第A 号
	滑空機 <input type="checkbox"/> 事業用操縦士 <input type="checkbox"/> 自家用操縦士 番号：第A 号
	<input type="checkbox"/> 事業用操縦士 <input type="checkbox"/> 自家用操縦士 番号：第A 号
	回転翼航空機 <input type="checkbox"/> 定期運送用操縦士 <input type="checkbox"/> 事業用操縦士 <input type="checkbox"/> 自家用操縦士 番号：第A 号
	飛行船 <input type="checkbox"/> 定期運送用操縦士 <input type="checkbox"/> 事業用操縦士 <input type="checkbox"/> 自家用操縦士 番号：第A 号

希望受講地	<input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 大阪 <input type="checkbox"/> 千歳 <input type="checkbox"/> 福岡 <input type="checkbox"/> 那覇
希望受講月	年 月 期

資格審査	技能証明書		判定	
------	-------	--	----	--

所見

(生年月日： 殿
生)

地方航空局長

初 任 講 習 修 了 証

貴殿は、 年 月 日に実施した特定操縦技能審査に
係る初任講習を修了されたことを証します。

操縦技能審査員定期講習受講申請書

操縦技能審査員定期講習を受講したいので、下記のとおり申請します。

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

現住所	〒
電話	F A X
E-mail	

(注) 連絡先は、日中に連絡が可能な電話番号等を記入すること。後日通知を行うのに必要なため、差し支えない範囲内でE-mail、FAXを記入すること。

操縦技能審査員の 種類及び認定番号	<input type="checkbox"/> 飛行機	認定番号	認定年月日	年	月	日
	<input type="checkbox"/> 滑空機	認定番号	認定年月日	年	月	日
	<input type="checkbox"/> 回転翼航空機	認定番号	認定年月日	年	月	日
	<input type="checkbox"/> 飛行船	認定番号	認定年月日	年	月	日

操縦技能審査員定期講習修了証の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	定期講習記録欄空欄の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------------------	--	--------------	--

希望受講地	<input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 大阪 <input type="checkbox"/> 千歳 <input type="checkbox"/> 福岡 <input type="checkbox"/> 那覇
希望受講月	年 月 期

航空局記入欄

資格審査	審査員の証	記 録	済み	未記入後日
今回の受講期間		年 4月 1日～		年 3月 31日
次の受講期間		年 4月 1日～		年 3月 31日
所 見				

操縦技能審査員定期講習受講免除申請書

1. 申請年月日

年 月 日

2. 操縦技能審査員定期講習の受講の免除を受けようとする者

(1) 現住所

〒

(2) 氏名

(3) 操縦技能審査員の認定番号及び認定年月日

※ 複数の航空機の種類の認定を受けている場合は全て記入する。

種類：

認定番号：

認定年月日：

3. 操縦技能審査員定期講習の受講が免除される根拠

※免除の根拠となる書類を添付すること

4. その他参考事項（連絡先電話番号等）

殿

地方航空局長

操縦技能審査員定期講習免除通知書

貴殿は、操縦技能審査員定期講習の受講を免除しますので、下記のとおり通知します。

記

1 操縦技能審査員定期講習を免除する根拠

2 操縦技能審査員定期講習を免除する期間
年 3月31日までとする。

3 その他参考

免除の根拠項目に該当しなくなった場合は、本通知書の免除する期間までに定期講習を受講しなければ、操縦技能審査員の認定が失効します。

技能証明（規則第20号様式 12. 技能証明書-特定操縦技能審査／確認）請求書

下記のとおり、特定操縦技能審査（特定操縦技能の確認）を受けるのに必要なため技能証明書の発行を請求します。

1. 特定操縦技能審査（特定操縦技能の確認）を受ける者

（1）現住所

〒

（2）氏 名

（3）請求する技能証明の番号及び限定された航空機の種類

※複数の航空機の種類に係る技能証明書を同時請求する場合は、併記可

2. その他参考事項（連絡先電話番号等）

特定操縦技能審査結果報告書

航空法施行規則第162条の15の規定に基づき、特定操縦技能審査を実施したので、下記のとおり報告します。

<p>操縦技能審査員</p>	<p>フリガナ 氏名：----- 現住所：〒 電話番号： E-mail： 所属（もしあれば）： 〔本審査に係る操縦技能審査員に関する情報〕 認定番号： 認定年月日： 年 月 日 最近の操縦技能審査員定期講習修了日： 年 月 日 （※操縦技能審査員定期講習を免除した場合は免除通知書発行日）</p>
<p>被審査者 （※実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合には航空身体検査証明に関する情報の記入は不要）</p>	<p>フリガナ 氏名：----- 現住所：〒 電話番号： E-mail： 所属（もしあれば）： 〔本審査に係る航空従事者技能証明等に関する情報〕 資格：<input type="checkbox"/>定期 <input type="checkbox"/>事業用 <input type="checkbox"/>自家用 <input type="checkbox"/>准定期 番号：第 号 種類：<input type="checkbox"/>飛 <input type="checkbox"/>回 <input type="checkbox"/>滑 <input type="checkbox"/>船 限定：(等級) (型式) 他資格：<input type="checkbox"/>計器 <input type="checkbox"/>教育 <input type="checkbox"/>英語（有効期限： 年 月 日） 今回の審査前の操縦等可能期間の満了日： 年 月 日 航空身体検査証明番号：第 号 <input type="checkbox"/>第一種 <input type="checkbox"/>第二種 航空身体検査証明有効期限： 年 月 日 条件事項： 〔飛行経験等〕 総飛行時間： 時間 分 最近6月の総飛行時間： 時間 分 過去2年以内の安全講習会の受講 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有（以下に最近の受講実績を記入） 講習会名称： 受講日： 年 月 日</p>
<p>特定操縦技能審査</p>	<p>審査実施日： 年 月 日 審査を実施した空港等 （※模擬飛行装置又は飛行訓練装置で実施した場合は当該装置の設置場所） 審査に使用した機材（航空機の種類、等級、型式、国籍及び登録記号） （※模擬飛行装置又は飛行訓練装置の場合は国土交通大臣の認定番号及び認定年月日） 実技審査の飛行経路： 実技審査の飛行時間： 審査結果： <input type="checkbox"/>合格 <input type="checkbox"/>不合格（理由： ） 操縦等可能期間満了日（合格した場合） 年 月 日</p>

添付書類

- 特定操縦技能審査申請書の写し
- 被審査者の技能証明書の写し（「規則第20号様式 12. 技能証明書－特定操縦技能審査／確認」を含む。）
- 審査記録（チェックリスト等）※任意

（※特定操縦技能審査結果報告書以外の審査記録の提出は任意だが、少なくとも2年間の保存が必要であり、提出が求められた場合は速やかに提出すること）

限定の範囲外の航空機による特定操縦技能審査許可申請書

年 月 日

住所

氏名

操縦技能審査員認定番号

特定操縦技能審査を下記のとおり実施したいので、必要書類を添付のうえ申請します。

記

1. 特定操縦技能審査に使用する航空機の種類、等級、型式及び国籍並びに登録記号
2. 審査を行う空港等
3. 審査を行う日時
4. 限定の範囲外の審査を実施する理由
5. その他参考事項（連絡先電話番号等）
6. 添付書類
 - (1) 操縦技能審査員の技能証明書及び航空身体検査証明の写し
 - (2) 被審査者の技能証明書及び航空身体検査証明書の写し

特定操縦技能の審査等を受けずに行う操縦等行為許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の氏名又は名称

航空法第71条の3第2項ただし書きの規定により、特定操縦技能審査に合格しないで航空機の操縦等を行うことの許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

操縦者	氏名： ----- 住所：〒	
	技能証明書 資格：(定期・事業用・自家用) 番号：(第A 号)、 種類：(飛・滑・回・船) 限定事項：	
	操縦等可能期間の満了日： 年 月 日 特定操縦技能審査を受ける予定年月日： 年 月 日	
	使用する航空機の種類、等級 型式並びに国籍登録記号	種類(飛・滑・回・船)、等級： 型式： 、登録記号：JA
飛行計画の概要	飛行の目的	
	日 時	
	経 路	
同乗者	氏名	
	同乗の目的	

やむを得ない事由

あらかじめ申請書を提出することが困難である理由（該当する場合に限る）

その他参考事項

(事務連絡用)

操縦技能審査員認定番号について

操縦技能審査員認定番号は、次のとおり与えるものとする。

T A 130

① ② ③

① 認定を行う地方航空局の別

T：東京航空局

O：大阪航空局

② 認定に係る航空機の種類

A：飛行機

G：滑空機

H：回転翼機

S：飛行船

Z：その他

③ 累計認定番号

地方航空局ごとに、1から順に付すものとする。(航空機の種類の別、操縦技能審査員の属性の別にかかわらず、通し番号とする。)

なお、認定の取消等により認定番号が欠番となった場合には、当該番号は欠番のままとする。(1つの番号を2以上の認定に付してはならない。)

例1：東京航空局が認定する24人目の操縦技能審査員であって、認定に係る航空機の種類が飛行機である者の操縦技能審査員認定番号：TA24

例2：大阪航空局が認定する130人目の操縦技能審査員であって、認定に係る航空機の種類が回転翼機である者の操縦技能審査員認定番号：OH130